

農業経営発展計画の認定による補助事業の優遇措置について

農業経営発展計画の認定を審査時にポイント加算

事業名	事業の概要	対象となる事業実施主体(※)	問合せ先	頁
農山漁村振興交付金のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型） 【令和8年度当初】	地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。	・認定経営発展法人 ・食品事業者等 ・発展法人又は食品事業者等を含む団体	農村振興局 都市農村交流課	2
農山漁村振興交付金のうち 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型） 【令和8年度当初】	農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。	・認定経営発展法人 ・食品事業者等（中小企業者）	農村振興局 都市農村交流課	3
農山漁村振興交付金のうち 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型） 【令和8年度当初】	都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等	農村振興局 地域整備課	3
持続的生産強化対策事業のうち 果樹の生産増大対策のうち 果樹農業構造転換支援事業 【令和8年度当初】	省力栽培技術の導入、産地と実需者の連携による労働力確保等により、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する取組を支援します。	認定経営発展法人又は食品事業者等を含む団体	農産局 果樹・茶グループ	4
米粉需要創出・利用促進対策事業のうち 米粉製品製造能力強化等支援対策事業 【令和7年度補正】	製粉企業・食品製造事業者の施設整備、製造ラインの増設等、米粉の需要創出・拡大に必要な取組を支援します。	・認定経営発展法人 ・食品事業者等	農産局 穀物課	5
グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 【令和7年度補正】	地域の関係者からなる輸出推進体制の下、輸出向け生産・流通体系への転換を図る大規模輸出産地のモデル形成を支援します。	認定経営発展法人又は食品事業者等を含む団体	輸出・国際局 輸出支援課	6
グローバル産地づくり推進事業のうち 大規模輸出産地モデル形成等支援事業 【令和8年度当初】	輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、地域の関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系への転換に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を複数年にわたり総合的に支援します。	認定経営発展法人又は食品事業者等を含む団体	輸出・国際局 輸出支援課	7

※事業対象者となるための要件の詳細については各事業の実施要領等を御確認ください。

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）

令和8年度予算額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門
家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

<事業目標>

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業者の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネス
アイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
- ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

地域資源活用・地域連携推進支援事業



地域の農林水産物で
新商品を開発



竹林の景観を活かした
キャンプ事業の創出

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、地
域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央
プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。

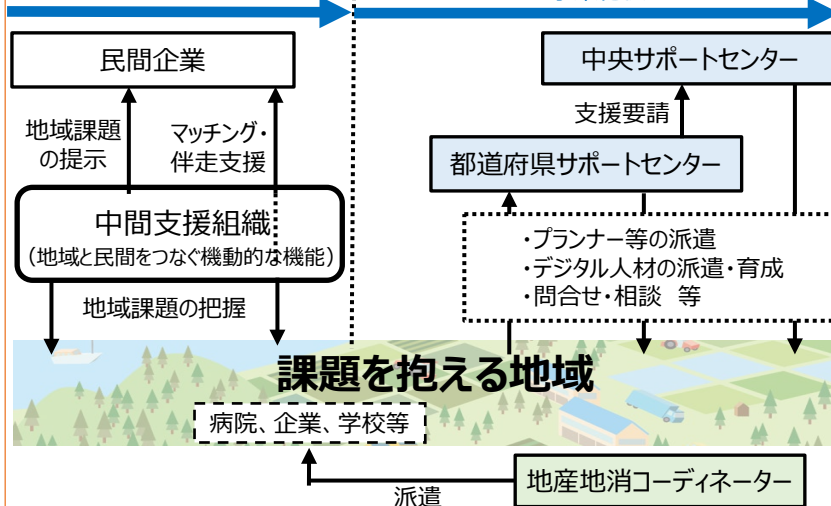
② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等
の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民
共創の促進を図り、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。

③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。
【事業期間：1年、交付率：定額】

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業

事業化前

事業化後

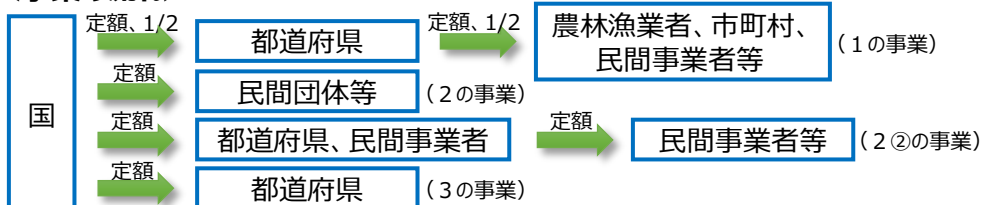


3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に
対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】
（1、2①③、3の事業） 農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）
（2②の事業） 農村計画課（03-6744-2141）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出整備事業 （定住促進・交流対策型及び産業支援型）

令和8年度予算額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人〔令和11年度まで〕）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業者の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

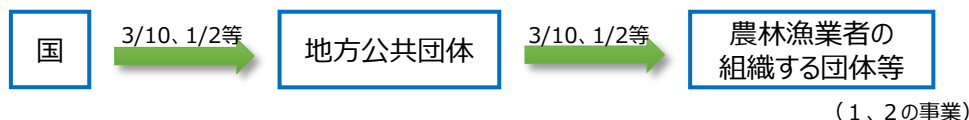
都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：1/2等（上限4億円）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。
【事業期間：1年、交付率：3/10等（上限1億円等）】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



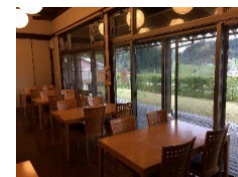
農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2
- ※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
 - ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
 - ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
 - ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

（1の事業） 農村振興局地域整備課
（2の事業） 都市農村交流課

（03-3501-0814）
（03-6744-2497）

8 - 2 持続的生産強化対策事業のうち 果樹の生産増大対策

令和8年度予算概算決定額 5,556百万円 (前年度 5,323百万円)

<対策のポイント>

国内外の需要に応えていない果樹の生産基盤を強化するため、**省力的な樹園地への改植・新植、新たな担い手の確保・定着等の取組を支援するほか、産地の構造転換に向けたモデル実証や気候変動への適応対策等の取組を支援します。**

<事業目標>

果実の生産量の拡大 (245万t [令和5年度] →256万t [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 省力的な樹園地への改植・新植等支援

省力樹形や優良品目・品種への改植・新植*と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。また、**高温障害発生低減**に向けた**技術的対策の導入等**を支援します。*省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。

2. 新たな担い手の確保・定着の促進支援

果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向け、**果樹型トレーニングファーム(TF)**の整備や、**運営に必要な技術指導・管理委託等に要する経費**を支援します。

3. 苗木供給力の強化、国産花粉の安定生産・供給体制整備への支援

省力的な苗木生産設備の整備や、**契約に基づく苗木生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入**、**国産花粉の安定生産・供給**に向けた取組を支援します。

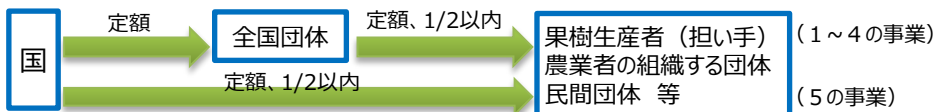
4. 国産果実の流通加工への支援

慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の国産果実の**省力的生産・出荷の実証等**の取組を支援します。

5. 産地の構造転換に向けたモデル実証への支援

省力栽培技術の導入、産地と実需者の連携による労働力確保等により、**生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築**する取組を支援します。また、高温に対応した栽培体系への転換、高温適応性を有する品目・品種の導入等、産地ごとの課題に応じた**気候変動対応モデルを構築**する取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

省力的な樹園地への改植・新植等

【改植 (括弧内は新植) の支援単価の例】

品目	かんきつ	りんご
省力樹形栽培	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)	73 (71) 万円/10a (超高密植栽培)
慣行栽培	23 (21) 万円/10a	17 (15) 万円/10a
未収益期間対策	5.5万円/10a×4年分 ※ 幼木管理経費 (品目共通)	

新たな担い手の確保・定着の促進



整備した園地で新規就農希望者の研修を行い、当該園地を研修終了後に居抜きで継承

<支援内容>

- 果樹型TFの整備 (改植、小規模園地整備等)
- 果樹型TFの管理 (技術指導・管理委託等の経費)

- 「地域計画の目標地図に位置付けられた者 (見込含む) が将来にわたって営農を行うことが確実な園地」の改植・新植を支援
- 自園地を省力樹形に一斉改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援 (代替園地に対し、11.2万円×5年分=56万円/10a)
- 遮光ネットや土壌被覆資材、細霧冷房等の導入を支援 (補助率1/2以内)
- マメコバチ増殖の環境整備を支援 (補助率1/2以内)

産地の構造転換に向けたモデル実証

生産供給体制モデル実証

・労働力の相互融通



- ・ニーズに応じた作業合理化
- ・加工や業務用果実の生産

気候変動対応モデル実証

<品種構成の見直し>



<品目の見直し>



【お問い合わせ先】
(1~3、5の事業)
(4の事業)

農産局果樹・茶グループ
園芸作物課

(03-3502-5957)
(03-3501-4096)

11 米粉需要創出・利用促進対策事業

令和7年度補正予算額 2,000百万円

<対策のポイント>

国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした**米粉の需要創出・利用促進**を図るため、**新商品開発、情報発信、製粉企業の規模拡大の取組等を支援**するとともに、原料米の安定供給に向けた**複数年契約の取組にかかる経費を支援**します。

<事業目標>

- 米粉の需要量の増加（5.3万t→13万t [令和5年度→令和12年度まで]）
- 米粉用米の安定生産・流通の確保（需給マッチングの強化）

<事業の内容>

1. 米粉商品開発等に対する支援 440百万円

米粉の需要を創出するために必要な**国産の米粉や米粉を原材料とする商品開発とその製造・販売に係る取組等**を支援します。

- (例)
- 米粉の特徴を活かした新商品の開発
 - 製造等に必要な機械の開発、導入

2. 米・米粉消費拡大に向けた支援 100百万円

国内で自給可能な**米・米粉や米粉製品の利用拡大**に向けた**情報発信**や全国各地の関係者が連携した**利用促進等の取組**を支援します。

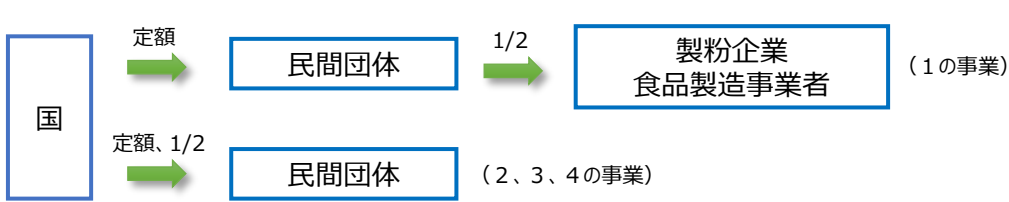
3. 米粉製品製造能力強化等に対する支援 200百万円

製粉企業・食品製造事業者の施設整備、製造ラインの増設等、米粉の需要創出・拡大に必要な取組を支援します。

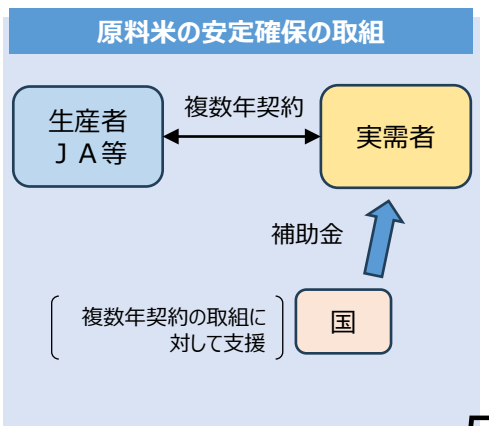
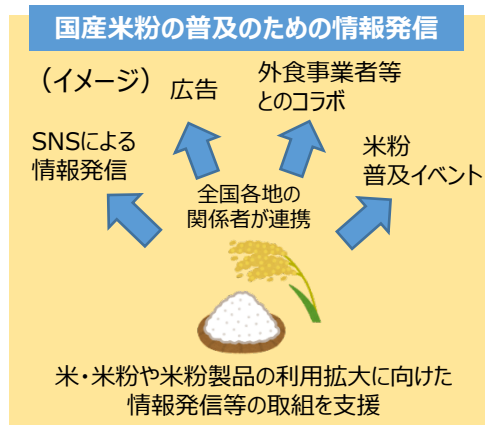
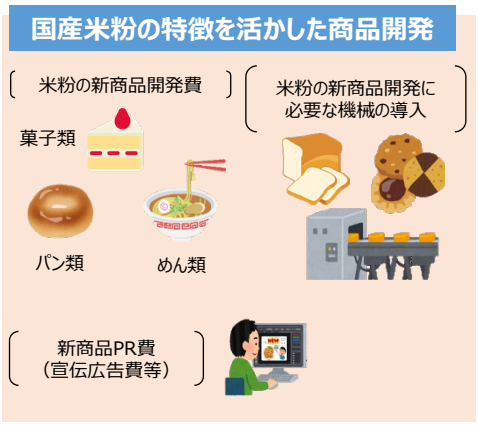
4. 米粉原料安定供給に対する支援 1,260百万円

原料米の安定供給に向けた**複数年契約の取組**にかかる経費を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



[お問い合わせ先] 農産局穀物課 (03-6744-2517) **5**

GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

【令和7年度補正予算額 1,708百万円】

<対策のポイント>

規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図るため、**地域の関係事業者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**に取り組み、**国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築**を集中的に支援します。

<事業目標>

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトの実施 1,708百万円

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

輸出産地・事業者、都道府県、JA系統、輸出商社、物流業者等の**地域の関係事業者が参画する輸出推進体制の組織化に係る取組を支援**します。

②生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

①の**推進体制の下**、輸出支援プラットフォーム等と連携しつつ、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系の転換等の**モデル的な取組に対して、必要な経費を支援**します。

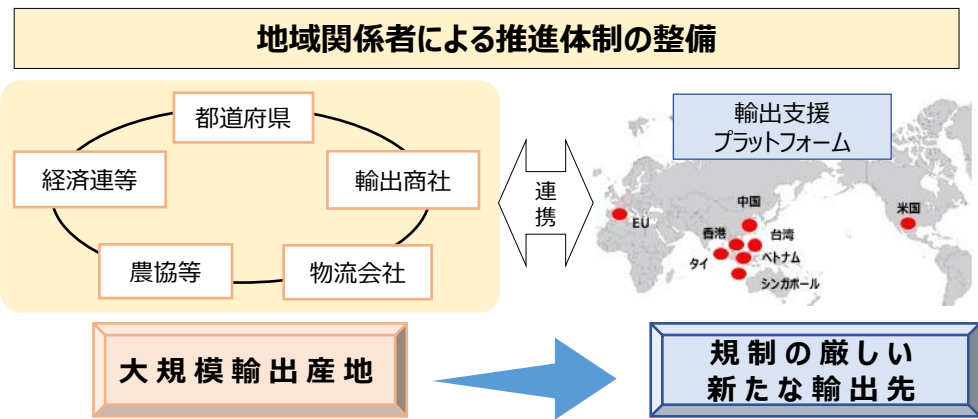
※「**フラッグシップ輸出産地**」に認定された産地が一定の要件の下で、輸出拡大のための取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。

③プロジェクトの管理、成果の調査分析・横展開

民間団体等による、プロジェクトの管理や遂行のサポート、プロジェクト成果の調査分析・他地域への横展開などの取組を支援します。

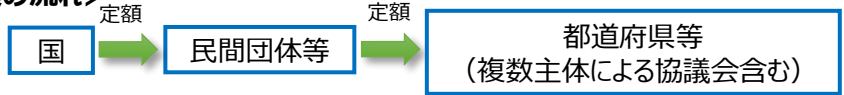
<事業イメージ>

【GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト】



生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

<事業の流れ>



<対策のポイント>

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者で組織する輸出推進体制の下**、海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**を通じた**輸出産地のモデル形成等**を複数年にわたり総合的に支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

①地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラットフォーム等との連携に係る取組を支援します。

②大規模輸出産地のモデル形成

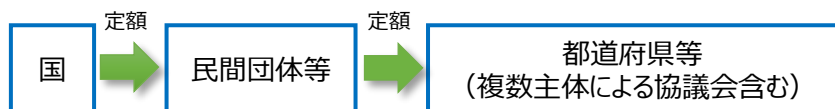
①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換及び、輸送コスト低減や混載等を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、**大規模輸出産地のモデル形成を支援します。**

※「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援します。

③プロジェクトの管理、成果の調査分析・横展開

民間団体等による、プロジェクトの管理や遂行のサポート、プロジェクト成果の調査分析・他地域への横展開などの取組を支援します。

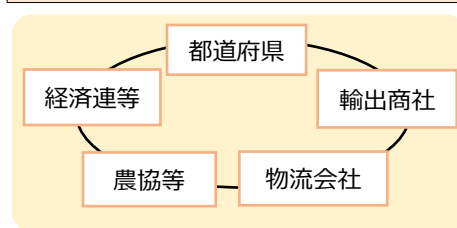
<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

地域関係者による輸出推進体制の整備



- ・ 生産の転換に取り組む生産者を対象とした技術の普及・指導のための研修会等の開催
- ・ 現地調査や現地プロモーションの実施等

生産面や集荷・流通面の転換

(生産面の転換)

- ・ 輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
- ・ 大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
- ・ 耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大 等



(集荷・流通面の転換)

- ・ 鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
- ・ 混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等



大規模輸出産地のモデル形成

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課 (03-6744-7172)